

熊本県大規模小売店舗立地法事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の規定による届出等に関する県の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に用いる用語の定義は、法、法第4条に定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）及び熊本県大規模小売店舗立地法運用要項（以下「要項」という。）の例によるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 関係課 環境保全課、循環社会推進課、道路保全課、都市計画課、建築課及び警察本部交通規制課をいう。
- (2) 関連課 地域振興課、農地・担い手支援課をいう。

第2章 大規模小売店舗の新增設の届出等

(事前相談)

第3条 商工振興金融課は、要項第3条第2項に規定する事前相談書が提出された場合は、必要な書類が全て提出され、記載漏れ及び記載誤りがないことの確認（以下「形式審査」という。）を行うものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の形式審査の際、説明会の開催等必要な手続等についての指導を行う。
- 3 商工振興金融課は、第1項の提出があった場合は、関係課及び関連課に事前相談書のうち当該関係課及び関連課等に関係のある部分を送付するものとする。
- 4 関係課は、前項の書類の送付があった場合、指導を要する事項について、商工振興金融課へ通知するものとする。
- 5 商工振興金融課は、前項の指導事項等について、その内容を届出者に対して通知するものとする。

(届出書の受理等)

第4条 商工振興金融課は、要項第4条第1項に規定する届出書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の届出書1部を当該市町村に送付のうえ、その意見を聴くものとする。

(届出の公告・縦覧)

第5条 商工振興金融課は、前条の規定による届出書の提出があった場合は、速やかに法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、県ホームページに掲載するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の手続を行ったときは、当該市町村に通知するものとする。

(関係課等への意見照会)

第6条 商工振興金融課は、第4条第1項の規定による届出書の提出があったときは、関係課及び関連課に関係のある部分を送付するとともに、関係課の意見を求めるものとする。

(軽微な変更)

第7条 商工振興金融課は、要項第6条第1項に規定する軽微変更申出書が提出された

ときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の軽微変更申出書の提出があった場合には、関係課に事前相談書と共に送付するものとし、関係課は意見があればその旨述べるものとする。
- 3 商工振興金融課は、前項の意見等に基づき、届出の内容が軽微変更に該当するか否かについて決定し、届出者に対しその内容を通知するものとする。

（説明会）

第8条 商工振興金融課は、要項第7条第1項及び第2項の規定により説明会の開催回数を通知するときは、事前に当該市町村の意見を聴くものとする。

- 2 商工振興金融課は、要項第8条第2項に規定する県公報登載依頼書が提出されたときは、県公報以外による公告が不可能と認められる場合に限りこれを受理するものとする。

（県公報による説明会の開催公告）

第9条 商工振興金融課は、前条第2項の県公報登載依頼書が送付されたときは、速やかに県公報に登載を行い、登載された場合は、当該市町村及び届出者にその旨通知するものとする。

（説明会開催の省略）

第10条 商工振興金融課は、要項第9条第1項に規定する掲示による説明会申出書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の掲示による説明会申出書の提出があった場合には、関係課に事前相談書と共に送付するものとし、関係課は意見があればその旨述べるものとする。
- 3 商工振興金融課は、前項の意見等に基づき、届出の内容が説明会開催の省略に該当するか否かについて決定し、届出者に対し通知するものとする。

（説明会開催不能の場合の措置）

第11条 商工振興金融課は、要項第11条第1項に規定する説明会開催不能申出書が提出されたときは、法で定める期間内に説明会を開催することが不可能と認められる場合に限り、これを認めるものとし、認めたときは届出者に通知するものとする。

（説明会等実施状況報告）

第12条 商工振興金融課は、届出者から説明会等実施状況報告書が提出されたときは、これを受理するものとする。

（市町村等の意見）

第13条 商工振興金融課は、要項第13条第1項及び第2項の規定による意見書が提出されたときは、これを受理するものとする。

- 2 商工振興金融課は、関係課にその写しを送付する（ただし、法第6条第1項の届出に係る意見についてはこの限りではない。）とともに、届出書の縦覧期間満了後速やかに法第8条第3項の規定により、当該意見の概要を県ホームページに掲載するものとする。
- 3 商工振興金融課は、前項の手続を行ったときは、当該市町村に通知するものとする。

（県の意見）

第14条 商工振興金融課は、法第8条第4項に規定する県の意見（以下「県の意見」という。）を定めようとするときは、熊本県大規模小売店舗立地審査会（以下「審査会」という。）で審議するものとする。

ただし、特別な理由があるときは、書類の回議等をもって審査会の開催に代えることができる。

- 2 商工振興金融課は、県の意見を述べ又は通知を行ったときは、速やかに関係課及び

当該市町村に対し通知するとともに、県の意見を述べたときは、法第8条第6項の規定により、県ホームページに当該意見の概要を掲載するものとする。

3 商工振興金融課は、前項の手続を行ったときは、当該市町村に通知するものとする。

（県の意見に対する変更の届出等）

第15条 商工振興金融課は、法第8条第7項に規定する届出書又は通知書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

2 商工振興金融課は、前項の届出書又は通知書1部を当該市町村に送付するものとする。

3 商工振興金融課は、届出者から要項第15条第5項に規定する変更届出遅延理由書の提出があった場合は、これを受理するものとする。

（変更届出等の公告・縦覧等）

第16条 第5条の規定は、前条第1項の届出又は通知について準用する。

（変更届出の関係課への意見照会）

第17条 第6条の規定は、第15条第1項の届出又は通知について準用する。

（変更届出等に係る市町村の意見）

第18条 商工振興金融課は、要項第13条第1項に規定する市町村の意見が提出されたときは、これを受理するものとする。

2 商工振興金融課は、前項の提出を受けたときは、関係課にその写しを送付するものとする。

（県の勧告）

第19条 商工振興金融課は、法第9条第1項に規定する県の勧告（以下「県の勧告」という。）の可否を判断しようとするときは、審査会で審議するものとする。

2 商工振興金融課は、県の勧告を行ったときは、速やかに関係課及び当該市町村に対し通知するとともに、法第9条第3項の規定により、県ホームページに当該勧告の内容を掲載するものとする。

（勧告に対する変更の届出等）

第20条 商工振興金融課は、県の勧告が行われたときは、届出者に対して、当該勧告を踏まえ、法第9条第4項の規定による変更の届出を行うよう指導するものとする。

2 商工振興金融課は、法第9条第4項に規定する届出書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

3 商工振興金融課は、前項の届出書1部を当該市町村に送付するものとする。

4 商工振興金融課は、届出者から要項第16条第4項に規定する変更届出遅延理由書の提出があった場合は、これを受理するものとする。

（変更届出等の公告・縦覧等）

第21条 第5条の規定は、前条第2項の届出について準用する。

（変更届出の関係課への意見照会）

第22条 第6条の規定は、第20条第2項の届出について準用する。

（公表前の意見聴取）

第23条 商工振興金融課は、要項第17条第1項の規定による聴取を行うときは届出者に対し通知するものとする。

（公表）

第24条 商工振興金融課は、法第9条第7項に規定する公表の可否を判断しようとする

るときは、審査会で審議するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の公表を行おうとするときは、届出者に対して要項第17条第2項に規定する通知を行うものとする。
- 3 商工振興金融課は、第1項の公表は、要項第17条第3項に規定する方法により行うものとする。
- 4 商工振興金融課は、第1項の公表を行ったときは、速やかに関係課及び当該市町村に対し通知するものとする。

第3章 小売業者等の変更の届出等

(小売業者等の変更の届出)

第25条 商工振興金融課は、要項第18条に規定する届出書が提出されたときは、形式審査のうえこれをするものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の規定による届出書1部を当該市町村に送付のうえ、送付の日から4月以内に当該市町村の意見を提出するよう求めるものとする。

(小売業者等の変更の届出の公告・縦覧等)

第26条 第5条の規定は、前条第1項の届出について準用する。

(市町村等の意見)

第27条 第13条の規定は、第25条第1項の届出について準用する。

(廃止)

第28条 商工振興金融課は、要項第19条に規定する届出書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

- 2 商工振興金融課は、前項の規定による届出書の送付があったときは、速やかに法第6条第6項の規定により、県ホームページへの掲載を行うものとする。

(承継)

第29条 商工振興金融課は、要項第20条に規定する届出書が提出されたときは、形式審査のうえこれを受理するものとする。

(届出の取り下げ)

第30条 商工振興金融課は、要項第21条に規定する取下げ書が提出されたときは、これを受理するものとする。

第4章 その他

(報告の徴収)

第31条 商工振興金融課は、必要に応じて、法第14条第1項及び第2項に規定する報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成13年4月2日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成16年12月24日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月2日から施行する。
- 6 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

- 9 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 2 年 8 月 12 日から施行する。
- 11 この要領は、令和 7 年 1 月 20 日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。